



平成30年11月28日(水) 岐阜県発表資料			
担当所属	担当係	担当者	電話番号
林政課	森林計画係	大橋 吉隆 松下 康弘	直通 058-272-8471 FAX 058-278-2702
治山課	森林管理係	横山 誠	直通 058-272-8528 FAX 058-278-2707

ばっさいばた  
**伐採旗設置制度を創設します**  
～中部地方で初導入～

県では、「第3期岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、将来にわたり森林資源を循環利用していくため、「木材生産林<sup>(※1)</sup>」の伐採と、伐採跡地における再造林を推進しています。

そのため、一定範囲の樹木をまとめて伐採する「皆伐」の面積増加に向けた全県的な取り組みを進めていますが、これに伴う皆伐件数の増加が、一方で違法伐採の増加につながる恐れがあることから、違法伐採の防止を図るため、下記のとおり、伐採旗設置制度を創設します。

本制度は、合法的な伐採を行う森林の目印として伐採旗を設置することにより、合法伐採箇所の判別を容易にし、違法伐採の監視を強化するものです。

(※1：木材生産林：主たる目的が木材の生産で、主伐と更新により持続的な林業経営を行う森林)

記

1 制度開始日 平成31年4月1日（平成31年4月1日以降に伐採を行う現場から適用）

2 制度内容 伐採者は、下記の伐採を行う現場に伐採旗を設置する。

種類	旗の設置対象	設置する旗	旗の交付者
普通林 (保安林以外の森林)	1ha以上の <sup>かいばつ</sup> 皆伐 <sup>※2</sup>	ばっさいとどけでばた 伐採届出旗	市町村
保安林 <sup>※3</sup>	すべての皆伐	ばっさいきよかばた 伐採許可旗	県 (各農林事務所)

※2 皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分を伐採すること

※3 保安林：水源かん養等特定の公共目的を達成するために指定される森林で、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける森林。

### 3 手続きの流れ

#### (1) 普通林

- ・伐採者は市町村へ森林法に基づく届出書を提出し、市町村から「伐採届出旗」の交付を受け、現場に設置する。
- ・森林経営計画<sup>※4</sup>で予め認定された伐採は、現在は伐採後に森林法に基づく届出書を市町村に提出すればよいことになっているが、本制度の実施に伴い、伐採者は伐採前に伐採届出旗交付申請書を市町村に提出し、「伐採届出旗」の交付を受け、現場に設置することとなる。

#### (2) 保安林

- ・伐採者は、県へ森林法に基づく許可申請書を提出し、県から許可書とともに「伐採許可旗」の交付を受け、現場に設置する。

※4 森林経営計画：

- ・森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が一体として整備できる森林について、5年を1期として立てる森林の経営に関する計画。

### 4 旗のデザイン

伐採届出旗  
(布地：黄、文字：黒)



伐採許可旗  
(布地：黄、文字：赤)



旗のサイズ：縦43cm×横35cm

<参考：全国の類似制度の導入状況>

	都道府県名	区域及び対象	導入時期
19年度	大分県	県内全域の民有林	平成19年5月
21年度	北海道	十勝総合振興局管内の民有林	平成21年9月
24年度	和歌山県	県内全域の民有林	平成25年1月
27年度	宮崎県	県内全域の民有林	平成27年4月
28年度	鹿児島県	大隈流域（5市4町）の民有林	平成28年4月
		南薩流域（7市2村）の民有林	平成28年12月
29年度	熊本県	県内全域の民有林	平成29年4月
30年度	鹿児島県	北薩流域（3市2町）の民有林	平成30年4月

<伐採旗設置イメージ（他県の事例）>

